

議案第 32 号
議決第 号

始良市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例の件

始良市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

2019年（平成31年）3月22日提出
始良市長 湯元敏浩

始良市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

始良市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成22年始良市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

- 3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

始良市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例：新旧対照表

改正後	改正前
<p>(正規の勤務時間以外の時間における勤務)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <hr/> <p>3 前項に規定するもののほか、同項に規定する <u>正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し 必要な事項は、規則で定める。</u></p>	<p>(正規の勤務時間以外の時間における勤務)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。</p>